

ブ ラ ジ ル 連 邦 共 和 国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルートの選択基準			日本人か外国人かにかかわらず本ルート
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)			1 嘴託書 (添付書類を含む) 1通 写し 4部
IV 訳文			不要 ただし、固有名詞(地名・人名)に平仮名で振り仮名を付けた写しを添付(ブラジルの公証翻訳人用)
V 費用			必 要